

事業事前評価表

国際協力機構 地球環境部 環境管理グループ 環境管理第一チーム

1. 案件名

国名： 中華人民共和国

案件名： 和名 環境にやさしい社会構築プロジェクト

英名 Project for Environment Friendly Society Building

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における環境管理セクターの現状と課題

中国は社会主義市場経済化を掲げ、急速な経済成長を遂げてきた。1980 年から 2010 年までの 30 年間の GDP 成長率は年平均 9%に達し、先進国が 100 年余りをかけて成し遂げた工業化を 20~30 年という短期間で達成した。経済成長は中国国民の生活水準を押し上げる一方、工業化・都市化の進展は、二酸化炭素や汚染物質の大気中への排出増加、工業・生活廃水の増加等による水質悪化など環境負荷を著しく増加させている。環境問題は、中国国民の安全を脅かすだけでなく、経済の安定成長を阻害する要素となっている。

(2) 当該国における環境管理セクターの開発政策と本事業の位置づけ

2005 年 3 月、中国共産党中央委員会により開催された「人口と資源・環境活動会議」で、胡錦濤総書記(当時)は、「環境にやさしい社会構築」の必要性を呼びかけた。以降、この動きは加速化し、2012 年 11 月の中国共産党第十八次全国代表大会では、環境調和型社会を目指す「生態文明建設」が持続的経済成長と同格の国家最重要課題として位置づけられた。中国政府は「生態文明」の達成には、経済活動の主体となる産業界(民間企業)、住民・NGO 等の市民社会との協働が不可欠であるとし、協働の在り方を模索している。

中国政府は環境関連の立法(循環経済促進法、固体廃棄物汚染防止法等)や制度化(グリーン購入、環境認証、企業環境情報報告等)を進めているが、先進国、とりわけ日本に比べて、制度構築や運用面で依然大きな差がある。中でも大気汚染を中心とする環境汚染への対策、グリーン経済の推進、社会環境管理、対外援助に際しての環境審査制度に関し、中国政府は日本の先駆的事例から学ぶことを強く希望している。

かかる状況の下、中国政府は 2013 年 3 月、本事業を我が国に対して要請し、同年 10 月に日本政府から中国政府へ採択が通報された。

(3) 環境管理セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

中国に対する環境分野の協力は、1988 年(日中平和友好条約 10 周年の年)に竹

下総理が訪中し、李鵬総理と会談を行った際、環境協力の拠点となるセンターを無償資金協力により建設することが協議されたのが端緒である。これを受けて 1990 年から無償資金協力が行われ、1996 年に日中友好環境保全センターの建設が完了した。これと並行して、人材育成を行うための技術協力プロジェクトが 1992 年から開始され、その後、2013 年にかけて第 4 フェーズまで継続して実施された。

この間、中国は著しい経済成長を遂げていることを受けて、2006 年には一般無償資金協力の新規承諾終了、2007 年には円借款の新規承諾を終了しており、中国で排出される汚染物質による日本への越境大気汚染の懸念が広がったことも背景とし、現在、我が国は、日本国民の生活に直接影響する越境公害など、協力の必要性が真に認められる分野における技術協力等について、限定的に実施する方針を打ち出している。

この方針を踏まえ、本案件は日中環境協力の拠点である日中友好環境保全センターをカウンターパートとし、大気汚染を含む日中の環境政策課題に取り組むものである。

なお、日中韓の環境大臣による「日中韓三カ国環境大臣会合」(TEMM)が 1999 年以来毎年開催されており、同会合を踏まえ、大気環境改善、資源循環・3R・電気電子機器廃棄物、地方環境管理、グリーン経済への移行等、各テーマに関する協調的取組が行われている。本案件はこれらハイレベルの取組も踏まえて実施していく必要がある。

(4) 他の援助機関の対応

中国政府・ドナー間の環境政策対話枠組である「中国環境・発展国際合作委員会(チャイナ・カウンスル)」の第 6 フェーズ(2017～2021 年)に、欧州連合(EU)、国連環境計画(UNEP)、国連開発計画(UNDP)、アジア開発銀行(ADB)、ドイツ国際協力公社(GIZ)、カナダ、オランダ、ノルウェー各政府、世界資源研究所(WRI)等が参加している。

3. 事業概要

(1) 事業目的(協力プログラムにおける位置づけを含む)

本事業は、北京市及びその近郊において、環境保護政策・法制度の整備、環境汚染防止技術の向上、市民の意識向上や能力育成・交流活動等を行うことにより、日中友好環境保全センターに全国普及を前提とした取組基盤の整備を図り、もって同基盤の政策採用と制度・法制化への活用に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

北京市。但し、大気汚染分析に係る研究協力は、北京市・天津市・河北省で構成される京津冀(けいしんき)エリアを対象とする。また、地方環境保護行政官向け研修会

は、中国国内の地方都市で行う。

(3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

日中友好環境保全センターを始め、3.(6)に記載する各機関。

(4) 事業スケジュール(協力期間)

2016年4月～2021年4月(計60ヶ月)

(5) 総事業費(日本側)

約5億6000万円

(6) 相手国側実施機関

生態環境部(2018年3月に環境保護部から改組された)、日中友好環境保全センター(国際合作処、分析測定センター、環境情報センター、宣伝教育センター、環境管理研究所、科技発展センター)、政策研究センター、固体廃棄物管理センター、中環連合(北京)認証センター、清華大学環境学院。

・生態環境部国際合作司の責任者は、総括責任者(プロジェクト・ディレクター)として、本事業の運営管理にかかる全体の責任を負う。

・日中友好環境保全センターのトップ(主任)は、実施責任者(プロジェクト・マネージャー)として、本事業の実施に対する責任を負う。

・その他の機関は、業務所掌に応じて、関連する活動に参加する。

(7) 投入(インプット)

1) 日本側

① 専門家

・長期: チーフアドバイザー、業務調整員

・短期: 大気汚染モニタリング分析、揮発性有機化合物(VOC)汚染防止、家庭エコ診断、電子廃棄物処理、日中企業間環境技術交流ネットワーク、水環境管理、グリーンサプライチェーン、農村環境管理、等

② 研修員受入

・国別研修: 大気汚染モニタリング分析、VOC 汚染防止、環境保護意識及び家庭エコ診断、農村環境対策、水環境管理、電子廃棄物処理、地方環境行政官能力育成、グリーンサプライチェーン・環境技術市場化応用及び資金補償・日中企業間環境技術交流ネットワーク、環境情報、等

・長期研修: 大気汚染モニタリング・分析、国際協力学・地球環境学、国際環境保全管理

- ③機材供与
・質量分析計

- ④在外事業強化費

- 2) 中国側

- ①カウンターパートの配置
- ②執務室の提供
- ③プロジェクトに関わる現地経費

- (8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

- 1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

- ①カテゴリ分類(A,B,Cを記載) C
- ②カテゴリ分類の根拠

本事業は、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

- 2) ジェンダー・平等推進・平和構築・貧困削減
特になし

- 3) その他
特になし

- (9) 関連する援助活動

- 1) 我が国の援助活動¹

- ・無償資金協力「日中友好環境保全センター設立計画」:

1988年、日中平和友好条約10周年記念事業として、日中両国首脳が建設に合意。センター建設約60億円、機材供与約40億円。1996年落成、旧国家環境保護総局(現・生態環境部)の直属機関として発足。

- ・技術協力「日中友好環境保全センタープロジェクト」(1992～1995年):

センター建設中の1992～1995年の3年間、本邦研修等を通じて人材育成に取り組み、センター発足に向けた組織体制の基礎固めを行った。

¹ <http://www.edcmep.org.cn/japan/center/jica.html>

・技術協力「日中友好環境保全センタープロジェクトフェーズ 2」(1996～2001 年、フォローアップ＝2001～2002 年)：

環境モニタリング、公害防止技術研究、環境政策研究、人材育成研修、環境情報整備等の分野で基礎的な能力強化を進めた。

・技術協力「日中友好環境保全センタープロジェクトフェーズ 3」(2002～2006 年、フォローアップ＝2006～2008 年)：

黄砂や酸性雨など東アジア地域に影響を与える環境問題、ダイオキシンや環境ホルモンなど当時の新しい課題、また資源の効率的利用、廃棄物の再利用・リサイクルなど「循環型経済」の分野にも注目し、科学分析技術の向上や政策・制度の整備(循環型経済、企業環境監督員制度、環境影響評価の実施に関する住民参加細則の作成等)に向けた協力を進めた。他のアジア諸国を対象に、日中友好環境保全センターが指導を行う第三国研修も実施した。

・技術協力「循環型経済促進プロジェクト」(2008～2013 年)：

日中友好環境保全センターを拠点としたフェーズ 4 にあたる協力。持続可能な発展の実現を目的とする「循環経済促進法」の制定等を踏まえ、循環型経済分野の取組に関し、資源投入・生産・廃棄・処分という一連のサイクルに合わせた協力を実施し、中国の循環型社会建設に貢献した。

2) 他ドナー等の援助活動

本事業では、2.(3) に記載した TEMM の主要分野(大気環境改善、資源循環・3R・電気電子機器廃棄物、地方環境管理、グリーン経済への移行等)に対応した活動を実施しており、日中両国間の環境協力方針と整合している。

本事業において、他ドナーとの具体的な連携活動は行っていないが、事業の進捗はドナー会合等の場を通じて他ドナーにも共有されている。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標：

【上位目標】

環境にやさしい社会構築に必要な取組基盤が政策採用され、制度・法制化に活用される。

【指標】

- ・プロジェクトにおいて構築された成果の生態環境部等中央政府における政策採用、制度・法制化状況
- ・プロジェクトにおいて構築された成果の中国主要都市地方政府における活用・実施状況(政策採用、制度・法制化状況、企業・市民等の主体の取組状況)

2)プロジェクト目標と指標:

【プロジェクト目標】

環境にやさしい社会構築を実現するために、日中友好環境保全センターに全国普及を前提とした取組基盤が整備される。

【指標】

各サブプロジェクト目標の達成状況

3)サブプロジェクトとアウトプット:

サブプロジェクト目標 1:

政策、法律制度の整備や環境汚染防止技術の協力を通じて、環境にやさしい社会の構築を促進する。

アウトプット 1: 大気汚染に関するモニタリング・分析評価能力の整備・向上、大気環境保全政策についての研究が推進される。

アウトプット 2: 水環境保全政策についての研究が推進される。

アウトプット 3: 固体廃棄物(電子廃棄物、廃自動車等)の管理を推進するための提案がなされる。

アウトプット 4: 農村地域における環境保全政策についての研究が推進される。

アウトプット 5: 環境にやさしい社会の構築を促進する環境保護政策制度や法律制度の研究が推進される。

サブプロジェクト目標 2:

環境汚染防止に向けた基盤整備の協力を通じて、環境にやさしい社会の構築を促進する。

アウトプット 1: グリーンサプライチェーン(GSC)の研究、普及により企業の環境管理に係る能力向上が推進される。

アウトプット 2: 中国環境技術の市場化への活用状況及びその関連資金保障制度についての研究が推進される。

アウトプット 3: 中国の実情に即した環境情報公開のあり方に関連して提案がなされる。

サブプロジェクト目標 3:

市民や企業、地方環境保護部門などの意識向上、能力育成や交流活動を通じて、環境にやさしい社会の構築を促進する。

アウトプット 1: 環境に対する市民等の意識向上が推進される。

アウトプット 2: 家庭エコ診断の応用に関する提案及び試行活動がなされる。

アウトプット 3: 地方環境保護行政官の大気汚染防止などの環境管理能力が向上する。

アウトプット 4: 日中企業間の環境技術交流のためのネットワークが構築される。

アウトプット 5: 日中自治体・地方政府間の環境協力など環境にやさしい社会構築の視点から推進する日中協力が円滑に実施される。

5. 前提条件・外部条件 (リスク・コントロール)

(1) 前提条件

- ・センターが各サブプロジェクトに取り組む人的・財政的基盤を維持している。
- ・日本と中国の関係機関が環境協力を実施する環境が整う。

(2) 外部条件

- ・中国政府及び地方政府において環境保護のための取組みが強化・継続される。

6. 評価結果

本事業は、中国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

「日中友好環境保全センターフェーズ 3」の事後評価では、同プロジェクトが所期の成果を収めており、上位計画である国家第 10 次 5 ヶ年計画の達成に貢献するとともに、妥当性、効率性、持続性についても問題ないことから、総合的に判断して非常に高い評価が得られた。

また、日中友好環境保全センターが日中環境協力のプラットフォームとしての役割を担い、複雑化する中国の環境課題に対応できるよう、政府間だけでなく、日本の企業や研究機関との協力に向けた体制の整備が望まれる、との提言がなされた。

(2) 本事業への教訓

20 年以上に亘る協力のアセットとして、日中友好環境保全センターの存在意義が両

国の産官学の各層に認識され、本事業終了後も同センターが有効活用されるよう、本事業を通じて日中双方の関係者間で協議を行う予定。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1)のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業終了3年後 事後評価

以上